

重点施策

本県における循環型社会構築への取組の現状や、優先的に取り組むべき廃棄物行政の課題をふまえ、次の三つの施策を本計画における「重点施策」として位置づけます。

次世代を担う子どもへの環境教育

子どもが幼少期から日常の基本的な生活習慣を身につける中で、ごみの分別や「ものを大切に使う習慣」を具体的な行動を通して身につけ、家庭、地域、学校で日常生活における環境配慮行動を実践できるような環境教育や環境学習の場を提供していきます。

リサイクル製品の研究開発、販路の拡大

排出事業者の施設整備や資源循環型の技術開発、再生資源の利用の拡大に関する研究などを支援し、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクル促進や循環産業の育成・創出を図ります。

省資源・省エネ行動による2R(リデュース・リユース)の推進強化

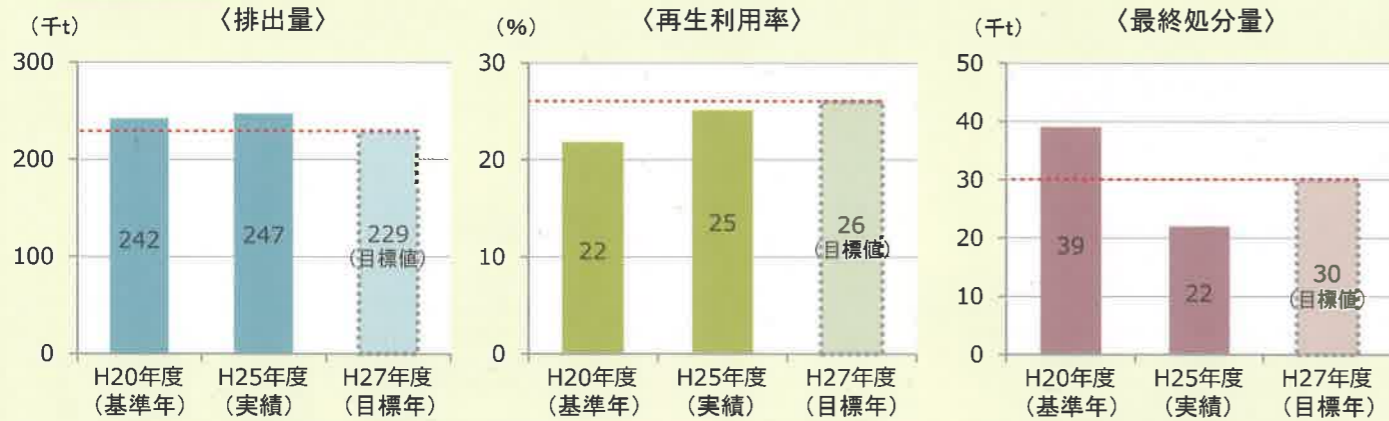
循環型社会を構築するための、省資源・省エネ・3R推進の普及啓発の推進に向けた県民一人一人の意識の高揚とライフスタイルの転換を目指して、2Rの推進強化に取り組めます。

これまでの取組の評価

第2期計画(平成23年度～平成27年度)では、基準年を平成20年度とし、計画目標年を平成27年度としています。

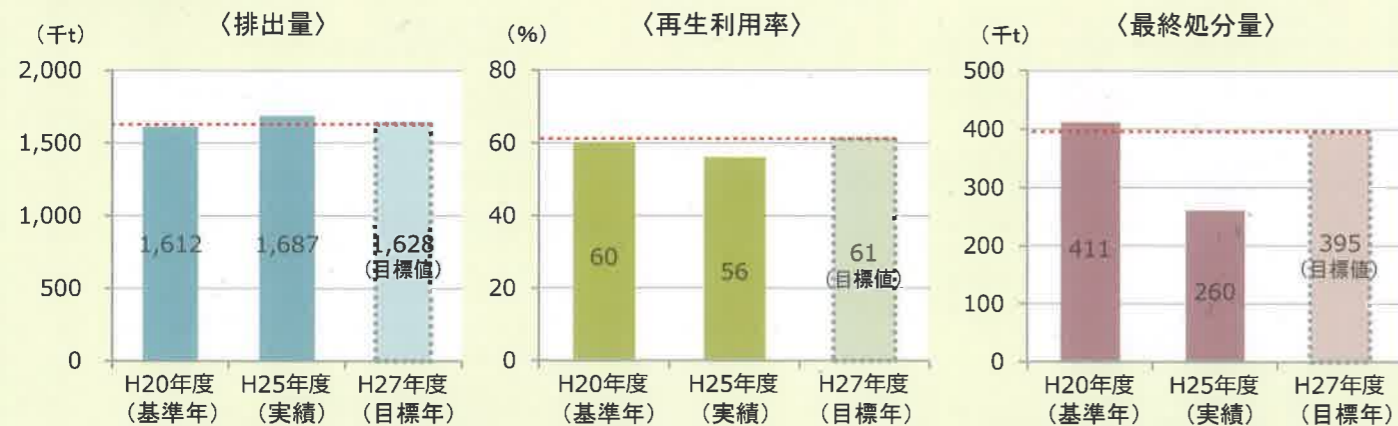
一般廃棄物・産業廃棄物ともに、最終処分量は目標達成見込みですが、排出量・再生利用率は目標達成が難しい状況で、第3期計画では、2Rの推進強化とリサイクル製品への支援強化などに重点的に取り組めます。

一般廃棄物



出典:平成20～25年度一般廃棄物処理実態調査票

産業廃棄物



出典:しまね循環型社会の現状報告

島根県環境生活部環境生活課 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 TEL(0852)22-5111(代表)

第3期しまね循環型社会推進計画 (概要版)

(平成28年度～平成32年度)



島根県がめざす循環型社会

- 県民の環境保全意識の向上により豊かな環境を守り、はぐくむ社会が実現し、環境配慮商品の選択など循環型社会推進に対する行動が特別なものではなくなる社会をめざします。
- 物を大切にしながらごみを少なくすることや、繰り返し使うことなどの3Rの取組が県民生活に定着し、持続可能な社会システムづくりに事業者が積極的に取り組んだ結果、廃棄物の排出削減やリサイクル促進、最終処分量の削減が進み、低炭素社会や自然共生社会への取組とも協調が図られた社会の実現をめざします。
- 特に、島根県が抱える問題として、人口減少と少子高齢化による諸問題に対する地域課題を解決していく視点を大切に、それぞれの地域資源を有効に活用した循環型社会が実現するように工夫して、地域活性化の好循環を側面から支えることをめざします。

計画の目的

本計画は、再生可能な資源を活用しつつ、環境と経済が継続的に好循環して発展、繁栄する「しまね循環型社会」を構築することをめざして、廃棄物に関する3R(スリーアール)や適正処理を一層推進することを目的とします。

また、県民・事業者・行政等が3Rや適正処理を行っていくための行動指針・行動計画となるものです。

計画の期間

平成28(2016)年度～平成32(2020)年度(5年間)

第3期計画の目標

国の目標や、今後の廃棄物の排出量の推計結果等をふまえて、次のとおり目標を設定しました。

一般廃棄物

	基準年【平成25年度】	目標年【平成32年度】
排出量 ^{注1}	247千t(100%)	235千t(95%)
再生利用率 ^{注2}	25%(62千t)	25%(59千t)
最終処分量	22千t(100%)	20千t(88%)

注1: 排出量=計画収集量+直接搬入量+集団回収量

注2: 再生利用率=再生利用量(処理後再生利用量+直接資源化量+集団回収量)÷排出量

産業廃棄物

	基準年【平成25年度】	目標年【平成32年度】
排出量	1,687千t(100%)	1,700千t(101%)
再生利用率 ^注	56%(951千t)	57%(969千t)
最終処分量	260千t(100%)	250千t(96%)

注: 再生利用率=再生利用量÷排出量

循環型社会をつくるためには、県民などの各主体がそれぞれの役割と責務を認識し、相互に連携することが必要です。

県民の役割

- 県民一人一人が循環型社会について身近な問題としてとらえ、日常生活の中で実践していくことが重要です。
- 県民の「もったいない」に即した生活スタイルや消費行動が、企業の姿勢や社会の仕組みやあり方を変えていくことを認識して、個人の取組を家庭や地域に波及させるとともに、事業者や行政と協働し互いに補完し合いながら取組を推進していくことが重要です。

県民に期待される取組（例示）

リデュース (発生抑制)	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみの減量化（生ごみの水切り、コンポスト利用など） ● マイバグの利用 ● レンタル、リース制度の利用 など
リユース (再使用)	<ul style="list-style-type: none"> ● リサイクルショップ、フリーマーケットなどの活用 ● リターナブル容器の利用 など
リサイクル (再生利用)	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生資源を利用した商品の利用 ● ごみの分別 など
適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ● 不法投棄や野外焼却を行わない など
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 省資源・省エネ行動の心がけ ● 地域の環境に関心を持つ など



事業者の役割

＜製造業者・小売業者等＞

- 環境に配慮した事業活動を行うことなどにより、法令遵守や拡大生産者責任等をふまえて、持続的発展に不可欠な自らの社会的責務を果たすことが求められます。

＜廃棄物処理業者等＞

- 廃棄物を貴重な資源と捉え、そこから有用資源を積極的に回収し、循環利用していくことが求められています。

事業者に期待される取組（例示）

製造業者等	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境配慮設計の徹底 ● 使い捨て製品から繰り返し使える製品への転換 ● リサイクルの推進 ● 資源・エネルギー利用の効率化 ● グリーン購入・グリーン契約などの取組 など
小売事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● リユース製品、リサイクル製品等の積極的な販売 ● 簡易包装の推進 ● 牛乳パックや食品容器、小型家電等の店頭回収 ● マイバグの推奨などの取組 など

事業者は社会のけん引者です！



基本理念

すべての主体の参加と連携により、低炭素社会や自然共生社会への取組と強調を図りながら、安全に安心して暮らせる、持続的に発展する活力ある「しまね循環型社会」の実現をめざします。

市町村の役割

- 一般廃棄物処理計画を策定し、廃棄物の減量化を推進し、適正処理に必要な措置を講じる責務があります。
- 住民と直接対する地方行政の現場で説明責任を果たしつつ、その地域にふさわしい廃棄物に係る行政サービスを推進していく必要があります。
- 県と連携を図りながら住民や事業者に対してその模範となるように率先して行動を展開し、住民や事業者をけん引していく必要があります。



島根県の役割

- 県は、循環型社会形成のための誘導的役割を担います。
- 本計画により、「しまね循環型社会」の基本目標を明示し、その目標達成のため、市町村と協力して取り組むとともに、各主体の取組を支援し、自らも県民や事業者などに対してその模範となるように率先して目標達成のための施策を講じます。
- また、進捗状況や目標達成状況を確認し、その検証を行うとともに、必要に応じて取組の再構築を行うなど、本計画の進行管理を行います。



＜施策の体系＞

基本方針1 意識の醸成

(1) 県民に対する取組

- ① 省資源・省エネ行動による2Rの推進強化
- ② 環境団体等の支援による県民行動の促進
- ③ 次世代を担う子どもへの環境教育
- ④ 環境アドバイザー等の活用
- ⑤ 環境家計簿の活用
- ⑥ エコ商品購入の促進
- ⑦ 循環産業の認知度向上の取組

(2) 事業者に対する取組

- ① 環境マネジメントシステムの推進
- ② 産業廃棄物減量税の活用による支援等
- ③ 多量排出事業者の減量化計画策定の推進
- ④ 環境リサイクル連携分野での研修会の実施

基本方針2 産業の育成

(1) 個別リサイクル法の推進と関連産業の育成

- ① 家電・小型家電廃棄物の法制度の周知、利活用等の促進
- ② 食品廃棄物のリサイクル促進と関連産業の育成
- ③ 建設廃棄物のリサイクル促進と関連産業の育成
- ④ 家畜排泄物のリサイクル促進と関連産業の育成

(2) 循環産業の育成

- ① 環境関連産業の創出
- ② バイオマス資源の利活用の促進
- ③ 産・学・官の連携した取組
- ④ リサイクル製品の研究開発、販路の拡大
- ⑤ 「しまねグリーン製品認定制度」の普及
- ⑥ 石炭灰・スラグ等のリサイクルの推進
- ⑦ 農業用廃プラスチックのリサイクルの推進
- ⑧ 産業廃棄物処理業者の育成指導による処分・利活用のシステムの強化

基本方針3 適正処理の推進

(1) 監視・指導

- ① 事業者の処理責任の徹底
- ② 優良な産業廃棄物処理業者認定制度の推進
- ③ 不良業者への指導と行政処分の実施

(2) 施設整備の推進

- ① 廃棄物処理施設の計画的整備
- ② 廃棄物処理施設の適正な維持管理

(3) 不法投棄の防止

- ① 監視体制の強化
- ② 各種団体等との連携

(4) 海岸漂着物対策の推進

- ① 海岸漂着物の発生抑制
- ② 海岸漂着物の円滑な処理体制

(5) 有害化学物質対策

- ① ダイオキシン類の発生抑制
- ② PCB廃棄物の適正処理の推進
- ③ アスベスト廃棄物の適正処理の推進
- ④ 特別管理産業廃棄物の適正処理の推進

(6) 災害廃棄物の処理

- ① 災害時における廃棄物の適正な処理の確保
- ② 大規模災害時の広域連携・協力体制の推進

(7) 市町村等との連携

- ① 一般廃棄物処理計画等の策定
- ② し尿処理施設等の汚泥リサイクルの促進

NPO等の役割

- 各主体の隙間を埋めるための連携・協働のつなぎ手としての役割を担っています。

大学等の学術・研究機関の役割

- 学術的・専門的な知見を活かし、客観的かつ信頼できる情報を、県民が理解しやすい形で提供することで、各主体の具体的な行動を促すことが期待されます。